

# 新地町地域生活支援拠点等 事業ガイドライン



令和7年8月

新地町

# 目次

---

<b>1</b>	<b>地域生活支援拠点等事業について</b> . . . . .	<b>1</b>
	(1) 地域生活支援拠点等事業とは	
	(2) 新地町における地域生活拠点等の整備	
<b>2</b>	<b>各機能の具体的内容について</b> . . . . .	<b>2</b>
	(1) 相談	
	i) 役割    ii) 相談に対する加算について	
	(2) 緊急時の受け入れ・対応	
	i) 役割    ii) 緊急時の受け入れ・対応に対する加算について	
	(3) 体験の機会・場について	
	i) 役割    ii) 体験の機会・場に対する加算について	
	(4) 専門的人材の確保・養成	
	i) 役割	
	(5) 地域の体制づくり	
	i) 役割    ii) 地域の体制づくりの加算について	
<b>3</b>	<b>地域生活支援拠点等登録について</b> . . . . .	<b>10</b>
<b>4</b>	<b>様式</b> . . . . .	<b>11</b>
	地域生活支援拠点等届出書（様式第1号）	
	地域生活支援拠点等事業所登録通知書（様式第2号）	
	地域生活支援拠点等登録事業所リスト（様式第3号）	
	地域生活支援拠点等登録事項変更届出書（様式第4号）	
	地域生活支援拠点等廃止・休止・再開届出書（様式第5号）	
<b>5</b>	<b>参 考</b> . . . . .	<b>16</b>
	記録書様式例	
	新地町地域生活支援拠点等整備事業実施要綱	

# 1 地域生活支援拠点等事業について

## (1) 地域生活支援拠点等事業とは

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、居住支援を行うための機能をもつ場所や体制を、地域の実情に応じて整備し、障がい者の生活を地域全体で支える体制作りをいいます。

今までにない新しい事業を行うものではなく、私たちがこれまで取り組んできたことをより発展させ地域の関係機関が協力し合い連携する仕組みです。

居住支援のための主な機能は、「相談」、「緊急時の受入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つを柱としています。

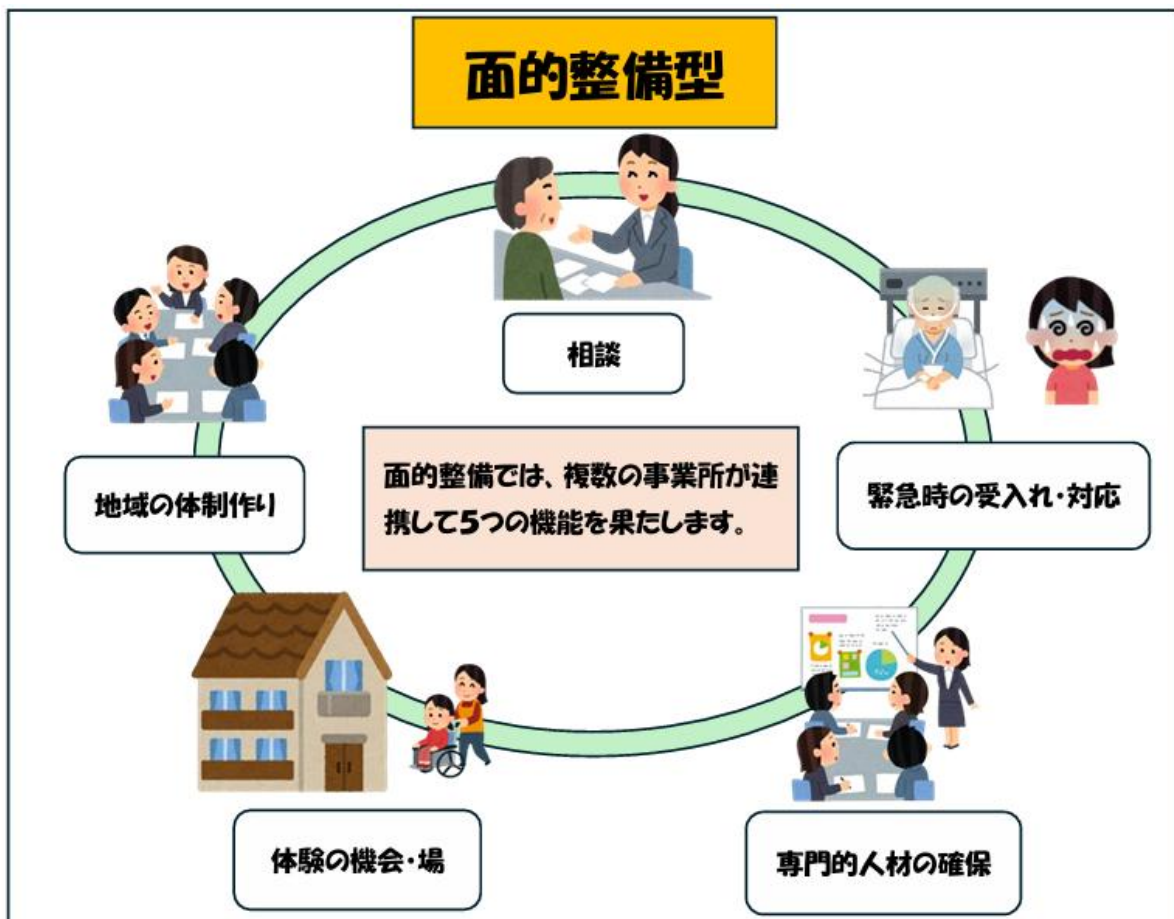
## (2) 新地町における地域生活拠点等の整備

本町では、複数の機関が分担して5つの機能を担う「面的整備型」で拠点等の整備を行います。

地域生活支援拠点等の設置主体は町ですが、それぞれの機能を担うことができる事業所から「地域生活支援拠点等事業所」として登録いただくことにより、体制が整備されていきます。

より多くの事業所からのご理解・ご協力をいただくことが重要と考えています。

### 【新地町での地域生活支援拠点等事業のイメージ図】



## 2 各機能の具体的内容について

### (1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して応じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。

#### i) 役割

事前に緊急時が起こった後のことを想定し、サービスの調整、連絡フローの構築、情報連携等の予防的な支援体制の構築を行う。

機関	内容
委託相談支援事業所 特定相談支援事業所 一般相談支援事業所	・ サービス等利用計画について、緊急時が起きた場合に対応できるよう作成する。 ・ 緊急時にスムーズに対応できるように日頃から短期入所の体験利用を促す。
基幹相談支援センター	・ 新地町の相談支援未利用者や家族の中の主たる介護者の状況を確認し、場合により障がい福祉サービスにつなげる。 ・ サービスの利用希望をしない場合は、緊急時の相談窓口となり、緊急時に情報提供できるように管理する。

#### 《緊急時の定義》

- 主たる介護者が負傷、疾病又は死亡などの状態となり、他の介護者を確保することができない場合
- 主たる介護者が親族の葬儀等、事前に予定を把握できない理由により一時的に不在となる場合
- その他やむを得ない理由により、町長が必要と認める場合

ii) 相談に対する加算について

**地域生活支援拠点等相談強化加算：700単位/回（月4回まで）**

相談支援専門員が指定短期入所事業所への緊急時の受け入れを調整等を行った場合に算定できる加算。※利用1人につき月4回まで。

【条件】運営規定で地域生活支援拠点を担う事業所であることを定め、町に届け出た事業所であること。

【対象事業】計画相談支援 障害児相談支援

**地域生活支援拠点等機能強化加算：500単位/月**

計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援を一体的に運営又は自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が連携して運営されている相談支援事業所において加算される。

【条件】常勤で1名以上情報連携を担うコーディネータが配置されていること。

【対象事業】計画相談支援 自立生活援助 地域移行支援 地域定着支援  
障害児相談支援

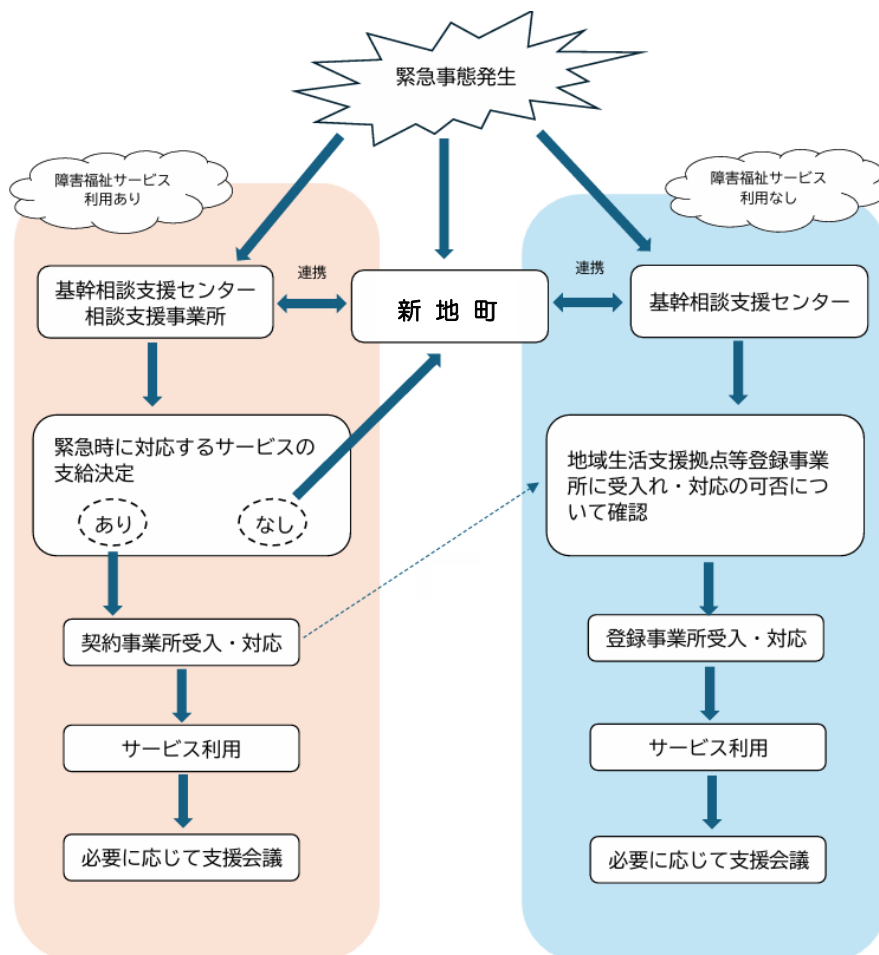
## (2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所等を活用した緊急受け入れ体制を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや、関係機関への連絡等の必要な支援を行う機能。

### i) 役割

機 関	内 容
委託相談支援事業所 特定相談支援事業所 一般相談支援事業所 基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時に受け入れ先へ利用調整をする。</li> <li>・ 緊急時は短期入所や医療機関への入院に限らず、障がい等の状態に応じて、訪問系サービスにより対応するなど、適切な対応を行う。</li> </ul>
短期入所事業所 訪問系サービス事業所 日中活動系サービス事業所 その他事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時の支援が必要な人の受け入れ可否を検討し、できる限り協力する。</li> </ul>

### 【緊急時支援等のフローチャート】



ii) 緊急時の受け入れ・対応に対する加算について

**緊急短期入所受入加算（Ⅰ）福祉型：270単位/日**  
**緊急短期入所受入加算（Ⅱ）医療型：500単位/日**

居宅においてその介護を行う者の急病等により、緊急的にサービスの提供を行った際に初日から7日（利用者の介護を行う家族にやむを得ない事情がある場合は14日）を限度として加算する。

【対象事業】 短期入所

**緊急時受入加算：100単位/日**

関係機関との連携調整を担う者を配置する通所系サービス事業所において、障がいの特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間（22時～翌朝6時）に支援を行った場合に加算する。※短期入所の代わりではなく、通常の支援を延長して夜間対応を行う場面で加算が認められる。

【条件】 緊急時対応や平時の情報共有を担う連携担当者を配置すること。

【対象事業】 生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援

**緊急時対応加算：100単位/回 拠点の場合+50単位**

利用者又はその家族等かの要望によりサービスの変更を行い、支援計画に基づかないサービスを緊急に行った場合に、加算する。

【対象事業】 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護

**緊急時支援加算（Ⅰ）：711単位/日+拠点の場合50単位（Ⅱ）：94単位/日**

緊急の事態に利用者からの要望により、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問または一時的な滞在による支援を行った場合に、加算する。

（Ⅰ）：深夜対応の訪問や一時滞在が対象

（Ⅱ）：電話相談による深夜対応が対象 ※（Ⅰ）との併用不可

【対象事業】 自立生活援助

**短期入所の受け入れ：100単位/日 重度障害者を支援する場合+200単位**

拠点として短期入所のサービス利用開始日に、1日に定める単位数に、さらに100単位加算する。また、医療的ケア、重症心身障害又は強度行動障害を有する利用者に対し支援を行った場合に更に200単位加算する。

【条件】 町及び基幹相談支援センター等との連携及び調整を担う者を1人以上配置していること。

【対象事業】 短期入所

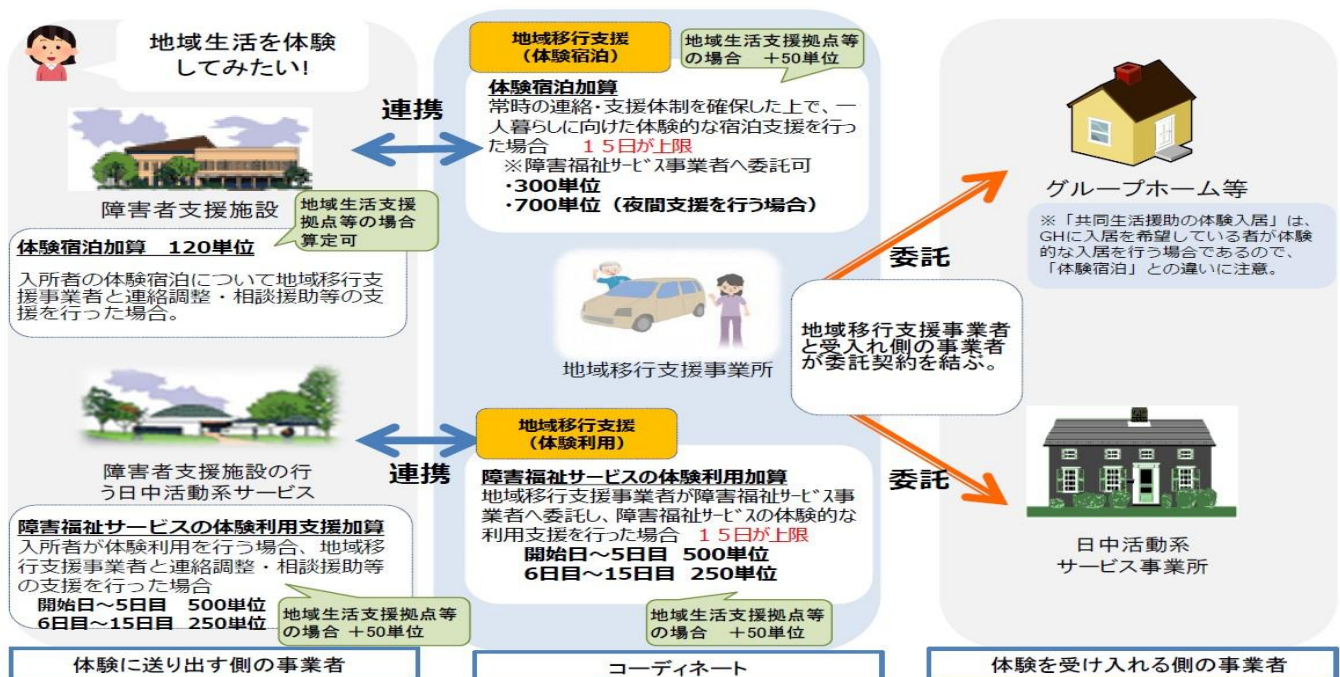
### (3) 体験の機会・場について

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

#### i) 役割

機 関	内 容
特定相談支援事業所 一般相談支援事業所	・施設、病院から地域への移行や、親元から自立したい旨の相談があった場合、障がい福祉サービスの体験利用の調整等を行う。
基幹相談支援センター	・自立したい旨の相談があった場合、利用できる社会資源等の紹介を行う。
共同生活援助事業所 日中活動系サービス事業所	・体験利用の申請があった場合、できる限り協力する。 ・空床情報の提供。 ・体験利用を行うにあたっての情報共有や連絡調整。
生活サポート事業所（宿泊） 移動支援事業所	・自立に向け、自宅外で過ごす経験や家族以外と外に出る機会を提供する。
居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 生活サポート事業所（訪問）	・自宅での一人暮らしの体験を行う際、必要なサービスを提供する。

#### 体験の場・機会に係る加算・報酬の関係性（イメージ図）



ii) 体験の機会・場に対する加算について

**障害福祉サービス**

体験利用加算：利用開始日～5日目 500単位/日+50単位（拠点の場合）

6日目～15日目 250単位/日+50単位（拠点の場合）

地域移行支援事業所が行う福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合加算される。

【条件】15日以内に限り算定する。

【対象事業】地域移行支援

**地域移行促進加算：（Ⅰ）120単位/日 （Ⅱ）60単位/日**

利用者に対して地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する売位に、加算する。

【条件】Ⅰについては拠点の連携担当者を1名以上配置し体験宿泊に関する調整を実施する。

Ⅱについては拠点等を連携の上、地域生活への移行に向けた支援（宿泊を伴わないものに限る）指定障害者支援施設の職員を同行し実施する。

【対象事業】施設入所支援

**体験宿泊加算：（Ⅰ）300単位+50（拠点の場合）**

**（Ⅱ）700単位+50（拠点の場合）**

単身での生活を希望しているものに対して、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間を支援計画に入れ、体験的な宿泊を行った場合に算定する。

【条件】Ⅰについて単身での生活に向けた体験的な宿泊支援を行った場合に算定。

Ⅱについて夜間または深夜の時間帯に必要な見守り等の支援を行った場合に算定。

【対象事業】地域移行支援

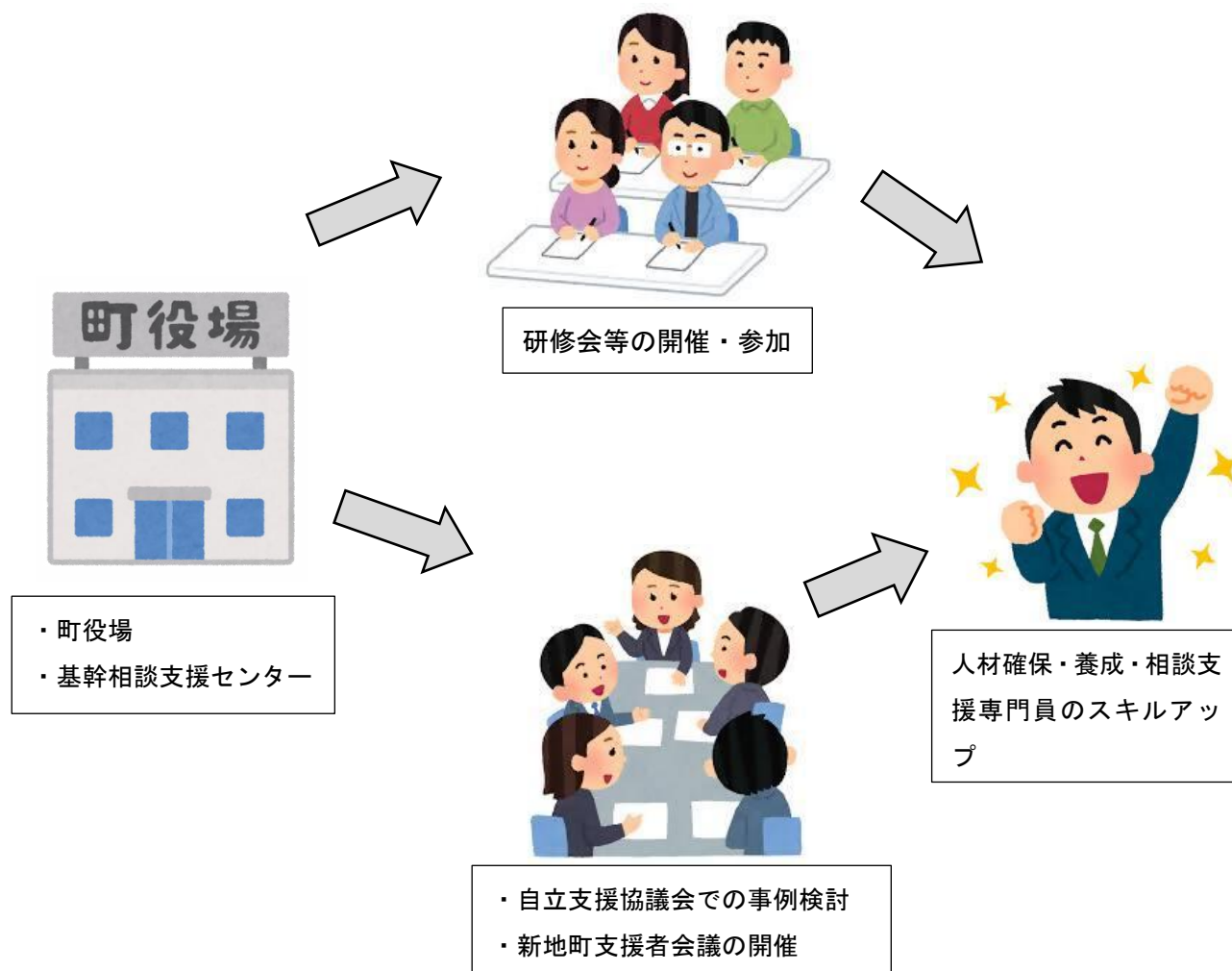
## (4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

### i) 役割

機 関	内 容
基幹相談支援センター	・ 相談支援専門員等を対象とした学習会等を開催し、スキルアップを図る。
地域自立支援協議会	・ 各専門部会の中で事例検討を行い、質の向上を図る。
新地町保健福祉課	・ 福島県等で行われる専門研修会について事業所へ周知する。 ・ 「新地町支援者会議」の開催。

【専門的人材の確保・養成イメージ図】



## (5) 地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるよサービスの提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

### i) 役割

機 関	内 容
新地町保健福祉課	・ 地域生活支援拠点に対する定期的な評価 ・ 「手むすびカフェ」

### ii) 地域の体制づくりに対する加算について

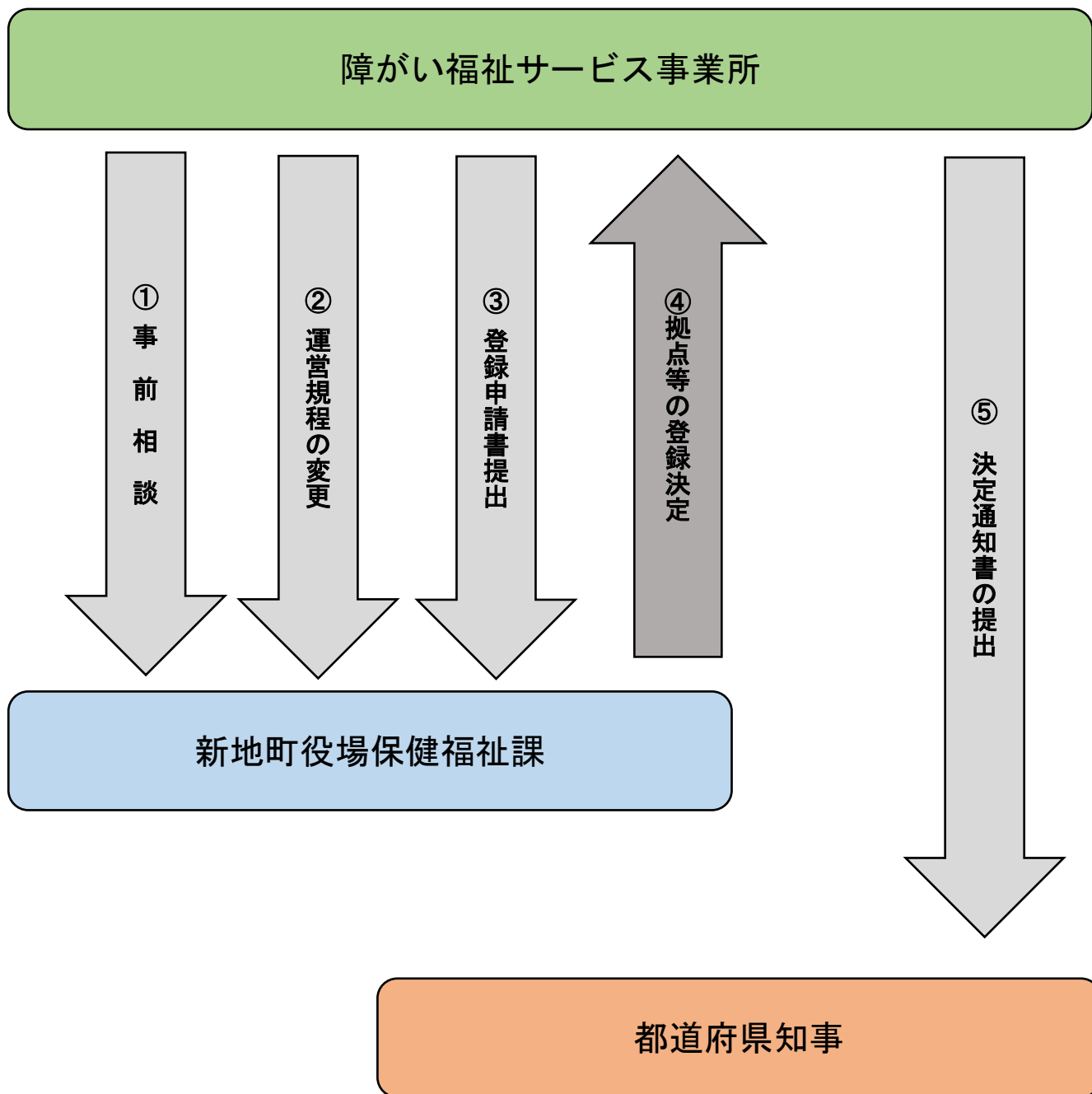
**地域体制強化共同加算：2000単位/回**

特定相談支援事業所の相談支援専門員等が福祉サービス等を提供する事業所のうち3者以上と共同して支援困難事例等について課題検討を行い、情報共有を行う。  
この事例について自立支援協議会で報告した場合に算定される。

【条 件】利用者1人につき1回を限度に加算する。

【対象事業】計画相談支援 障害児相談支援

### 3 地域生活拠点等登録について





様式第2号(第5条関係)

地域生活支援拠点等事業所登録通知書

第 号  
年 月 日

様

新地町長 印

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として、下記のとおり登録しましたので通知します。

記

登録を行おうとする事業所	名 称	
	事業所番号	
	事業所(施設)の所在地	
	地域生活支援拠点として担う機能	<input type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> 緊急時の受入れ・対応 <input type="checkbox"/> 体験の機会・場の提供 <input type="checkbox"/> 専門的人材の確保・養成 <input type="checkbox"/> 地域の体制づくり
	開始予定年 月 日	年 月 日
備考		



様式第4号(第6条関係)

地域生活支援拠点等登録事項変更届出書

年 月 日

新地町長

所 在 地  
届出者  
(設置者) 名 称  
代表者職氏名

次のとおり、登録を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

登録の内容を 変更した事業所	名 称	
	所 在 地	
	事業所番号	
変更事項		変更の内容
1	申請者(設置者)の名称	(変更前)
2	申請者(設置者)の主たる事業所の所在地、連絡先	
3	代表者の職、氏名、住所	
4	事業所(施設)名称	(変更後)
5	事業所(施設)所在地、連絡先	
6	その他( )	
変 更 年 月 日	年 月 日	
備 考		

(備考)該当する番号に○をつけてください。

様式第5号(第7条関係)

地域生活支援拠点等廃止・休止・再開届出書

年 月 日

新地町長

所在地

届出者  
(設置者) 名称

代表者職氏名

次のとおり、廃止・休止・再開しますので届け出ます。

廃止・休止・再開する事業所	名称	
	所在地	
	事業所番号	
廃止・休止・再開する年月日	年 月 日	
廃止・休止する理由		
現に拠点機能による支援等を受けていた者に対する措置 (廃止又は休止の場合のみ)		
休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

(備考) 1 廃止・休止の日の1ヶ月前までに届け出てください。

2 再開の日から10日以内に届け出てください。

## 5 参考

### 【記録書様式例】

#### 体験利用支援 記録書

##### 【基本情報】

地域生活支援拠点等の名称			
実施日中活動系サービス			
連携先地域移行支援事業者名			
体験利用支援の利用日 利用期間・支援時間・実施場 所	利用期間	～	( 日間)
	支援時間	～	
	実施場所		
担当日中活動系事業所名			
主な担当従業員氏名			
連絡先			

##### 【利用者情報】

利用者氏名		性別	
生年月日(年齢)	年 月 日	( 歳)	

##### 【体験利用支援に関わる従業員】

	所属	職種	氏名
体験利用支援に関わる従業員			

※以下のいずれかの体験利用支援の内容に応じて記載することとする。

##### 【体験利用支援に係る具体的な支援の内容】

①体験的な利用支援の利用日に当該指定障害者支援施設等において昼間の時間帯における介護等の支援	
--	--

##### 【体験利用支援に係る具体的な連絡調整その他の相談支援の内容】

①体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整	
②体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等	
③利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助	

##### 【その他(特記事項)】

--

## 地域体制強化共同支援 記録書

### 【基本情報】

地域生活支援拠点等の名称		
報告先の自立支援協議会名		
報告年月日		
共同支援に係る会議の開催年月日・開催時間・開催場所	開催年月日	
	開催時間	～
	開催場所	
担当計画相談支援事業所名		
担当相談支援専門員名		
連絡先		

### 【利用者情報】

利用者氏名		性別	
生年月日(年齢)	年 月 日		( 歳)

### 【会議開催の目的・出席者】

会議開催の目的 (該当に☑)	<input type="checkbox"/> ①個別課題の解決 <input type="checkbox"/> ②地域課題、ニーズの把握 <input type="checkbox"/> ③横断的な連絡調整 <input type="checkbox"/> ④地域づくり・資源開発 <input type="checkbox"/> ⑤地域生活支援拠点等の運営への提案 <input type="checkbox"/> ⑥その他(具体的に)		
会議の出席者	所属	職種	氏名

### 【会議の具体的な内容】

※開催の目的に応じて記載することとし、必ずしも全ての項目に記載が必須ではない。

①利用者の支援の経過	
②利用者の支援上の課題	
③②の課題への対応策 (協議会への提案等を含む)	
④地域課題・ニーズの現状	
⑤地域生活支援拠点等の現状	
⑥地域生活支援拠点等の必要な機能の充足について	

### 【その他(特記事項)】

--

## 新地町地域生活支援拠点等整備事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「指針」という。）に基づき、障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項の障害者及び同条第2項の障害児をいう。以下同じ。）の高齢化、障害の重度化又は同居家族等の死亡等による社会的な孤立に備え、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援するための地域生活支援拠点等の整備に関する事業（以下「地域生活拠点等整備事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「地域生活支援拠点等」とは、指針に基づく障害者等の自立を支援するための拠点又は面的な体制をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

### (実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、新地町とする。

### (地域生活支援拠点等の機能)

第4条 地域生活支援拠点等は、次に掲げる機能を担うものとする。

(1) 相談 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業及び地域定着支援等を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握等した上で、常時の連絡体制の確保や、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に必要相相談支援を行う機能

(2) 緊急時の受入れ・対応 短期入所等を活用した緊急時の受入れ体制や、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場の提供 障害福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会や場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成 専門的な対応を行うことができる体制確保や、専門的な対応ができる人材の養成を担う機能

(5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

### (地域生活支援拠点等の機能を担う事業者の届出等)

第5条 地域生活支援拠点等の機能を担う事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者
- (2) 指定障害者支援施設
- (3) 指定一般相談支援事業者
- (5) 指定特定相談支援事業者
- (5) 指定障害児相談支援事業者

2 地域生活支援拠点等の機能を担おうとする事業者は、当該事業者が定める運営規程（地域生活支援拠点等の機能を担う旨の記載があるものに限る。）の写しを添えて、町長に地域生活支援拠点等届出書（様式第1号）を届け出るものとする。

3 町長は、前項の届出を受理し登録する場合は、地域生活支援拠点等事業所登録通知書（様式第2号）により通知するものとする。

4 町長は、前項の規定により登録を行った事業者（以下「拠点機能事業所」という。）について、地域生活支援拠点等登録事業所リスト（様式第3号）に記載するものとする。

#### （変更）

第6条 拠点機能事業所は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに地域生活支援拠点等登録事項変更届出書（様式第4号）により町長に届け出なければならない。

#### （廃止等）

第7条 拠点機能事業所は、拠点事業を廃止し、又は休止するときは、その1か月前までに地域生活支援拠点等廃止・休止・再開届出書（様式第5号。以下「廃止・再開等届出書」という。）を、拠点事業を再開したときは、その後2週間以内に廃止・再開等届出書を町長に届け出なければならない。

#### （遵守事項）

第8条 拠点機能事業所は、事業の実施に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 地域生活支援拠点に係る報酬の算定について、その趣旨及び担う役割を十分に理解した上で、適切に加算額を算定し、費用を請求すること。

(2) 実施した事業の内容について、記録を作成すること。

(3) 前号の記録は、作成した年度の翌年度から起算して5年間保存し、実施主体から当該記録の提出の求めがあった場合は、これを速やかに提出すること。

(4) 障害者等及びその家族等の権利擁護に十分留意すること。

#### （秘密の保持）

第9条 拠点機能事業所の職員は、正当な理由なく職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### （調査等）

第10条 町長は、拠点機能事業所に対して、必要に応じて事業の運営状況に係る調査を実施することができるものとする。

2 町長は、拠点機能事業所に対して、各事業の運営状況について、随時報告を求めることができるものとする。

(登録の取消し)

第11条 町長は、拠点機能事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、拠点機能事業所の登録を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由なく事業の全部又は一部を行わなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 第8条または第9条の規定に違反していることが明らかになったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長の指示に従わなかったとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。